軽 支 援 車

仕 様 書

精華町消防本部

第1章　総則

１　この仕様書は、精華町消防本部（以下「当本部」という。）が発注する軽支援車の必要な事項を定めるものとする。

２　軽支援車は本仕様書に定めるほか、次の関係法規等に適合しなければならない。

⑴　道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）

⑵　消防用車両安全基準（日本消防検定協会）

⑶　動力ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）

⑷　受注者における標準仕様書

３　軽支援車は、本仕様書における艤装と積載品を積載した上で近畿運輸局京都運輸支局が実施する新規検査に合格したものでなければならない。

４　軽支援車は、京都府公安委員会の緊急自動車指定を受けられるものでなければならない。

５　受注者は、本仕様書を十分検討のうえ契約するものとし、契約後における一切の疑義はすべて当本部の解釈に従うものとする。

６　本仕様書の細部事項及び製作中に生じた疑義については、すべて当本部と協議のうえ指示または承認を受けるものとする。

７　製作の進捗に伴い、諸種の理由により本仕様書及び承認図面等に変更の必要が生じたときは、直ちに当本部に連絡のうえ変更承認願いを提出し、承認を受けなければならない。

第2章　製作承認

受注者は、製作に先立ち当本部と艤装仕様について打ち合わせを行い、次の書類を製本のうえ2部提出して承認を受けるものとする。

１　車両カタログ

２　製作工程表（中間検査及び完成検査の予定日を記入すること。）

３　製作承認図

４　軽関係図書

⑴　車両諸元明細

⑵　エンジン諸元明細

⑶　電気配線図

５　艤装図（縮尺1／20以上）

６　標準装備以外の装備積載取り付け図

7　その他当本部が指示する書類

なお、製作工程表については、契約後、速やかに提出すること。

第3章　検査

製作及び納入にあたって次の検査を行う。

1　中間検査

受注者は、製作中、本仕様書に基づいて検査を受けるものとする。

検査は、車両艤装の枠組みの完成時期に当本部担当者2名の立会いのもと製作会社において実施するものとする。

検査において不適合と当本部が認めた箇所については、直ちに無償にて交換または修理すること。

2　完成検査

受注者は、完成後、本仕様書に基づいて検査を受けるものとする。

全艤装・全塗装及び全装備の積載が完了した時点とし、当本部担当者2名が立会いのもと検査を受けること。

検査において不適合と当本部が認めた箇所については、直ちに無償にて交換または、修正を行い、再検査を受けるものとする。

3　中間検査及び完成検査にあっては、営業担当者及び技術担当者が必ず立ち会うこととし、検査予定日に変更がある場合は、3週間前までに検査日時、場所を連絡し、当本部の承諾を得ること。

4　各検査の際、製作等の状況写真（隠れる部分で検査時に確認できないものを含む。）を提出すること。

5　車両納入時の提出書類は次のとおりとする。

(1)　完成図面

(2)　電気配線図

(3)　自動車取扱説明書

(4)　オプション品取扱説明書

(5)　積載品取扱説明書

(6)　完成写真及び製作工程の写真（前後左右上部、内部）

(7)　各種保証書

(8)　緊急自動車届出確認書

(9)　重量税領収書及びリサイクル券

(10)　その他当本部が指示するもの

第4章　保証

１　納入に至るまでの間に発生した故障により、車両の修理等が必要になった場合、受注者においてその責任並びに費用の一切を負担すること。

２　完成車両の保証期間は、納入後1年間とする。ただし、各メーカーが公表する保証期間がそれ以上の場合は、その期間とする。

３　保証期間内に不良が生じた場合は、受注者がその責任を負うものとし、無償にて交換又は修理を行い、不良発生の理由書を提出すること。

４　保証期間後といえども、設計、製作上の欠陥又は工作あるいは、材料に起因する不良が生じた場合は、受注者が無償にて交換又は修理を行い、不良発生の理由書を提出すること。

第5章　登録等

１　契約締結から納入までの諸経費は、受注者が負担するものとする。

２　軽支援車の新規登録手続き、車検回送及び納車完了までの費用、その他登録費用は受注者が負担し、自動車損害賠償責任保険、自動車重量税及びリサイクル料は受注者が一時立替払い(入札金額に含まない。)する。

３　軽支援車の京都府公安委員会への緊急自動車届出は、受注者が代行すること。

４　登録時の手続き及び改造並びに変更部分の検査に関する費用は受注者が負担すること。

第6章　納期等

１　納期は、令和8年3月27日までとする。

２　納入場所は、精華町消防本部とする。

３　受注者は、納入時、必要に応じて車両及び装備品の取扱い説明を行うこと。

第7章　車両の仕様

１　シャシ

軽四輪駆動小型消防車のデッキバンタイプとし、主要諸元は次によるものとすること。

（1）トランスミッション　：CVT

（2）総排気量　：660cc 以下

（3）最高出力　：34kw以上

（4）全　　長　：3400mm 以内（艤装前）

（5） 全　幅　　：1480mm 以内（艤装前）

（6） 全　高　　：2000mm 以内（艤装前）

2　車両オプション

（1）AMラジオ

（2）ドライブレコーダー

（3）タイヤチェーン

（4）フロアマット

（5）後退警報器

（6）ロングバイザー（1台分）

（7）アルミホイール×4

（8）アルミホイール付きスタッドレスタイヤ×4

3　車両附属品

（1）標準工具一式

（2）取り扱い説明書・整備記録簿

（3）スペアタイヤ

4　塗装

（1） 車両のキャビン及び荷台はメーカー塗装の消防色とし、艤装各部は完全な錆止め処理を行い、充分なるプライマー処理及び下塗りを行った後、消防色にて仕上げ塗装を行う。

また、塗装は長期使用及び塩害（凍結防止剤）から車体を保護するため、高性能塗装を施すこと。

（2）車体、フロント・リアバンパーは朱色とする。

5　小型動力ポンプ

積載するポンプは「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令」中に定められた小型動力ポンプで、日本消防認定協会の受託試験に合格したものとする。

また、主要諸元は次によるもの（若しくは、同等品以上）とすること。

（1）寸法及び質量

ア　全 長　：680mm以下

イ　全 幅　：790mm以下

ウ　全 高　：750mm以下

エ　乾燥質量　：85kg以下

（2）ポンプ

ア 形　式　　:片吸込1段タービンポンプ

イ 吸水管口径　:消防用ネジ式結合金具(呼び75)

ウ 放水管口径　:消防用ネジ式結合金具(呼び65)

エ ノズル口径　:規格　24mm　高圧　17mm

オ ポンプ回転速度:規格　5，200r/min　高圧　5，700r/min

(3)エンジン

ア 形　式　　:直列3気筒水冷4ストローク(冷却水還流式)

イ 内径×行程　　:61mm以上×57mm以上

ウ 総排気量　　:500mL以上

エ 出　力　　:22kW以上

オ 燃料タンク容量　:約10L

カ オイルタンク容量:1．5～2．0L 以内

キ 燃料消費量　　:9L/h以下　(規格放水時)

ク 始動方式　　:セルスタータ式・リコイルスタータ式

ケ バッテリ容量　:12V16Ah/5h

コ 保安装置　　:オーバーヒート防止装置(自動復帰機能付)

サ 基本性能　　:自動吸水システム

(4) 性能	規格	高圧
ア 放水圧力	: 0．70MPa	1.00 MPa
イ 放水量	: 1．00m^3/min以上	0．60 m^3/min
ウ ポンプの級別	: B－2級	
エ 真空性能	: 約9m	

6 艤 装

(1)散光式警光灯、電子サイレン、スピーカー、後部補助警告灯

ア 運転席上部に散光式警光灯(ウイレン製 CVS8R920)は専用ラックを設置する。

イ 電子サイレンアンプ(大阪サイレン製 Mark-D1)、散光式警光灯の操作スイッチ及び配線は、専用のヒューズを介し、助手席のダッシュボード上部にまとめて設置する。

ウ 後部補助警告灯は散光式警光灯(ウイレン製TLMICR 左右1個)に連動して点滅すること。

(2)手動式小型動力ポンプ積載装置

小型動力ポンプは、荷台部に設置する。

なお、小型動力ポンプは、キャビンと完全に仕切られた車輌の軸重配分を考慮し設置する。

傾斜式引出レールによって、容易に積み下ろしができることとし、車輌の後方から容易に操作できるように設置する。

（3）ホース収納装置

小型動力ポンプの横にホース（65mm×20m）４本を収納できるホース収納ラックを取り付ける。

（4）ヤグラ

ヤグラはキャビンより後部に渡って設置し、車体最後部のゲート型フレームに接続し取り付ける。

（5）乗降用ステップ

車輌の後部に設け、床面上のステップの処理はアルミニウム製縞板にて行う。

（6）消防章

車輌前面の中央部に取付ける。

（7）吸管取付装置

荷台後部のゲート型フレームに設置し、容易に脱着できる構造とする。

（8）LED 式サーチライト

車輌後部左側にサーチライトを設置し、LED 式サーチライトの点灯スイッチは、サーチライト取り付け部、下部に専用のスイッチを取付ける。

（9）過充電防止付の全自動バッテリー充電器一式

車両内に過充電防止付の全自動バッテリー充電器を設置し、マグネットコンセントを車両の後部付近に取り付ける。

また、可搬ポンプのバッテリーに充電できるよう艤装する。

（10）各種資機材の取り付け装置等

ア　後部ヤグラ左側にはホースバックを2個取り付けできる取付装置を設置する。

イ　消火器は、キャビン後部に懸架する方式にて取り付ける。

ウ　消火栓媒介金具は、荷台の右前方に取付装置を設置する。

エ　蛇籠は、荷台のホースラック後方に取付装置を設置する。

オ　ガンタイプノズル、分岐金具、消火栓キー、剣先スコップ及び車輪止めは荷台に取付装置を設置する。なお、設置箇所については別途調整。

カ　とび口取付装置(2式)はキャビン上部からヤグラにかけて設置する。

７　消防用無線装置及びAVM等

納車後に消防用無線機及び AVM 装置を既存車両から移設する。移設については、当消防本部が別に契約する無線業者が実施する。受注者は移設工事を容易にするため、

無線業者と調整を行い本体設置に伴う車両の加工を行うこと。

8　文字入れ

（1）車両のキャビン及び荷台はメーカー塗装の消防色とし、艤装各部は完全な錆止め処理を行い、充分なるプライマー処理及び下塗りを行った後、消防色にて仕上げ塗装を行う。

（2）車両両側面ドアに精華町消防マーク及び「SEIKA FIRE DEPERTMENT」と白色カッティングシート（黒色縁取り入り）（反射素材）を貼り付けること。また、車両前後両側面に黄色ライン（黄色カッティングシート・青色縁取り入り）（反射素材）を張り付けること。

なお、塗装色・書体・サイズ・位置等の細部については当消防本部と協議、調整することとし、貼り付け前に見本を提出すること。車両本体のドアの両側に文字入れを行う。

9　艤装

品　　名	個数	品　　名	個数
散光式警光灯、後部補助警告灯	一式	電子サイレンアンプ	一式
ダイナミックマイクロホン	一式	消防章	一式
手動式ポンプ積載装置	一式	ホースラック	一式
吸水管取付装置	一式	とび口取付装置（1．8m）	二式
剣先スコップ取付装置	一式	筒先取付装置	一式
消火栓媒介金具取付装置	一式	地下式消火栓開閉金具取付装置	一式
LED 式サーチライト	一式	乗降用ステップ	一式
ホースバック取付装置	一式	過充電防止付の全自動バッテリー充電器	一式
分岐金具取付装置	二式		

10　積載品

品　　名	個数	品　　名	個数
可搬消防ポンプ(B－2級)	1	分岐金具アルミ製双口継手D型（65mm、40mm）	1

ホース呼称 65mm×10m 2.0Mpa	1	キー付き消火栓キー （179 型バール）	1
YONE 製クワドラ（0.5Mpa）	2	車輪止め	1式
吸管ロープ 12mm×10m	1	消火栓媒介金具 75mm ﾈｼﾞ×65mm ﾒｽ	1
吸管まくら木	1	剣先スコップ	1
とび口 1.8m	2	粉末消火器自動車用10型	1

11　車両オプション品

品　　名	個数	品　　名	個数
タイヤチェーン	1	ドライブレコーダー	1
後退警報器	1	フロアマット	1
アルミホイール付き スタッドレスタイヤ	4式	ロングバイザー(1 台分)	1
アルミホイール	4		

12　支給品

ホース呼称 65mm×20m 1.6Mpa	5	ワンタッチ式吸管ストレーナ （チリよけ籠付）呼称 75mm	1
ホース呼称 40mm×20m 1.6Mpa	4	吸水管呼称 75mm×6m （吸管バンド含む）	1
ホースバック	2	逃し弁付中継媒介金具(AD75-65) ツノ式消防ネジメス呼び 75	1
スタンドパイプ	1		